

1 計画の性質

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するもの
- 県の地域福祉推進の理念、基本方針を定めるとともに、市町村の地域福祉の推進を支援するための計画
- 県民、地域団体、福祉事業者、市町村等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本的方向を示すもの
- 「いわて県民計画（2019～2028）」の下、「いわていきいきプラン」、「岩手県障がい者プラン」、「いわて子どもプラン」等、保健、医療、福祉に関する各分野における計画との調和を図り、岩手県社会福祉協議会「活動計画」と連携し、本県地域福祉の総合的な推進を図るもの
※各分野の具体的施策については、個別の計画において推進

○ 地域共生社会の実現に向け、生活に関わる他の分野の施策とも連携を図るもの

2 計画期間

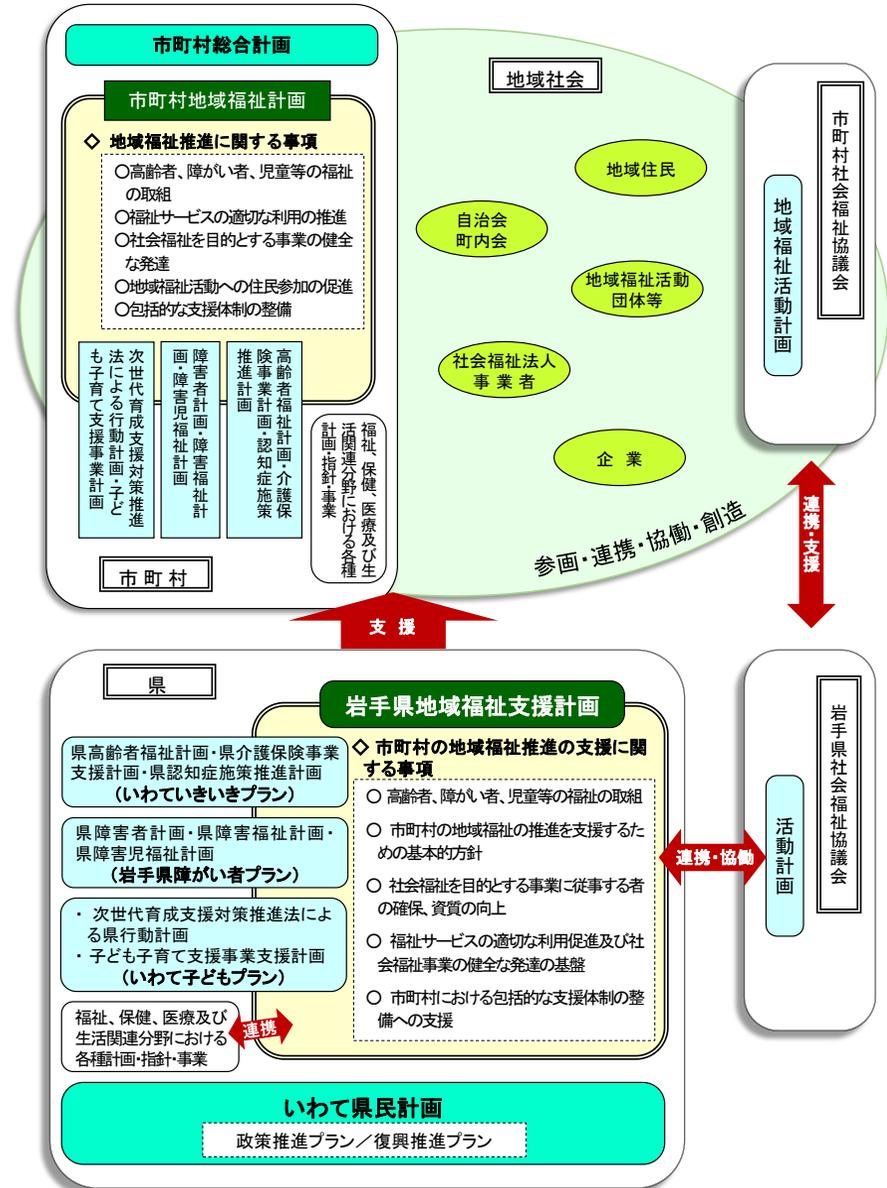
令和6年度～令和10年度（5年間）

第1期：平成21年度～平成25年度

第2期：平成26年度～平成30年度

第3期：平成31（令和元）年度～令和5年度

岩手県地域福祉支援計画の概念図



3 第4期計画策定にあたってのポイント

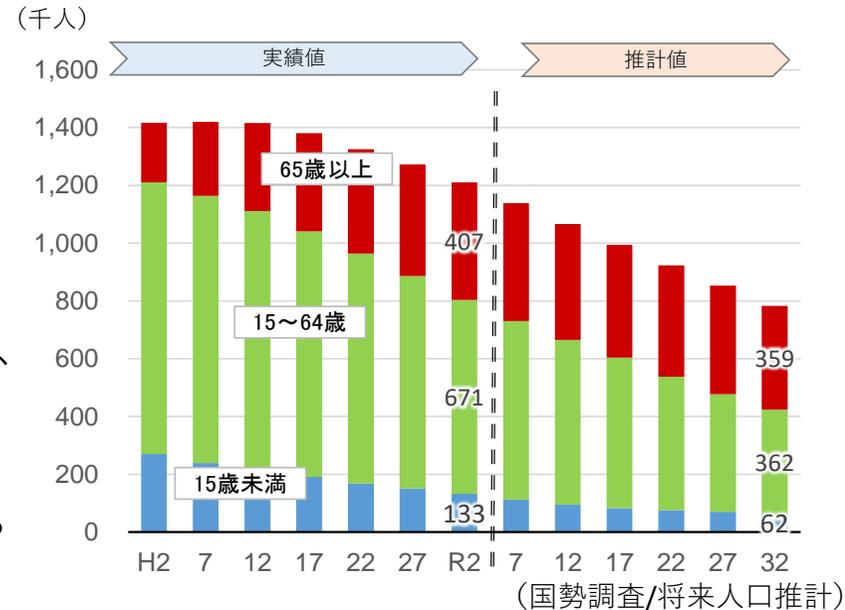
生活を取り巻く情勢の変化

- 人口減少、少子化・高齢化のさらなる進行
- 世帯人員の減少、家族構造の変化
- 8050問題、ダブルケア等、支援課題が複合化・複雑化するなど、家族全体に対する包括的な支援の必要性
- ひきこもりや社会的孤立など様々な課題がありながらも、認知されていなかったり、制度対象外であったり、制度・支援機関等の狭間で支援につなげていない状況
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う人間関係の希薄化、その後の原油価格・物価高騰に伴うによる生活困窮や潜在化していた課題の顕在化と、生活課題の遷延化

地域共生社会の実現に向けた制度・施策の改正

- 社会福祉法の改正（令和2年）
重層的支援体制整備事業が創設
- 障害者差別解消法の改正（令和3年）
全ての事業者への合理的配慮の義務付け
- 児童福祉法の改正・こども基本法の制定（令和4年）
こども家庭庁の設置、こども家庭センターの創設、
子どもの権利擁護の拡充
- 困難な問題を抱える女性支援法の制定（令和4年）
- 認知症基本法の制定（令和5年）

○岩手県の人口推移・将来人口推計



4 地域福祉に関する意識

希望郷いわてモニターアンケート 「地域福祉に関する意識調査」

- 実施時期 令和5年6月
- 調査対象 198名
- 有効回答数 153名（回答率77.3%）

▶ 「地域福祉」の言葉のイメージ（複数回答）

誰にとっても暮らしやすい社会をつくること	42.5%
お年寄りや障がいのある人、子育て中の人などを周りの人が支えること	29.4%
日常生活において、困ったときにお互いに助け合うこと	16.3%
お年寄りや障がいのある人のために、施設や制度を整えること	5.9%

▶ ふだんの近所付き合いの程度

会えば立ち話をする程度	34.6%
あいさつを交わす程度	31.4%
家を行き来するなど、親しく付き合っている	19.0%
困ったときに何でも相談し、助け合える	10.5%

▶ 行政が取り組むべき課題（複数回答）

地域福祉を担う人材の育成	45.1%
身近なところで何でも相談できるような相談体制の整備	42.5%
総合的な福祉サービス情報の提供	38.6%
住民による身近な支え合い活動への支援	32.7%

5 計画の基本的考え方

基本理念

互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域**共生**社会の実現

基本方針

県民誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別、病気や心身の障がいの有無といったその人の属性に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を進める

基本施策

1 福祉を支える人づくり

2 福祉サービス提供の基盤づくり

3 福祉サービス提供の仕組みづくり

4 福祉でまちづくり

5 被災経験を活かした支援体制づくり

6 市町村の体制づくり

6 施策の基本方向

基本施策	施策の基本方向
1 福祉を支える人づくり	(1) 地域福祉を担う人材の育成 (2) 地域福祉の意識の醸成
2 福祉サービス提供の基盤づくり	(1) 地域における包括的支援体制の構築 (2) 権利擁護の推進 (3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価
3 福祉サービス提供の仕組みづくり	(1) 生活に困難を抱える方への支援 (2) 家族等への支援
4 福祉でまちづくり	(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり (2) 多様な担い手（主体）による地域福祉活動の取組 (3) 地域福祉活動における多様な財源の活用
5 被災経験を活かした支援体制づくり	(1) 東日本大震災津波における被災者支援 (2) 今後の災害への備え
6 市町村の体制づくり	(1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進 (2) 包括的な支援体制の整備への支援

6 施策の基本方向

基本施策1 福祉を支える人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスが提供できる人材やニーズに対応した多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、住民の福祉の意識の醸成を通じて福祉を支える人づくりを推進します。

(1) 地域福祉を担う人材の育成

- ア 社会福祉事業者従事者の確保・育成
- イ ボランティア・福祉活動NPOの人材養成
- ウ コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉活動コーディネーター）の育成
- エ 福祉行政職員の育成
- オ **支援者支援**

(2) 地域福祉の意識の醸成

- ア 地域の福祉課題を捉える
- イ 地域で育む福祉教育の推進

6 施策の基本方向

基本施策2 福祉サービス提供の基盤づくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制の整備や、権利擁護の取組など、福祉サービス提供の基盤づくりを促進します。

(1) 地域における包括的支援体制の構築

- ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進
- イ 市町村の相談支援機能の充実
- ウ ケアマネジメント機能の充実・強化
- エ 民生委員・児童委員活動の充実・強化
- オ 見守り体制の充実・強化

(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価

- ア 福祉サービス情報提供の充実
- イ 苦情解決制度の周知促進
- ウ 福祉サービス評価の推進

(2) 権利擁護の推進**ア 権利擁護の推進**

権利に基づいたアプローチ、子どもの権利、合理的配慮の推進、権利擁護の推進
〔第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づく担い手育成方針〕

- イ 権利侵害への対応
虐待・暴力の防止、差別の解消

6 施策の基本方向

基本施策3 福祉サービス提供の仕組みづくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマルな福祉サービスのみならずインフォーマルな支援も含めた福祉サービス提供の仕組みづくりを促進します。

(1) 生活に困難を抱える方への支援

- ア 生活困窮者への支援
- イ 居住確保が困難な方への支援
- ウ 失業・就職困難な方への支援
- エ 移動困難な方への支援
- オ 子ども・子育て家庭への支援
- カ 障がい児・者福祉の推進
- キ 高齢者福祉の推進
- ク 困難な問題を抱える女性への支援等
- ケ がん、難病を有する方への支援
- コ 自殺予防
- サ 依存症対策
- シ ひきこもり・社会的孤立
- ス 地域定着・再犯防止の推進
- セ 多様性・多文化共生社会

(2) 家族等への支援

- ア ケアラー支援の推進
- イ ヤングケアラーへの支援
- ウ ダブルケアへの支援
- エ 介護離職の防止

6 施策の基本方向

基本施策4 福祉でまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアや障がい者の地域移行・地域生活支援など、各福祉施策の推進に加え、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア・NPOの支援、社会福祉法人などの民間団体・企業等による地域貢献活動の促進により、支援ニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。

(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり

- ア 社会福祉施策への住民参画の促進
- イ 住民参加型の生活支援サービスの展開
- ウ 避難行動要支援者の把握と支援
- エ ユニバーサルデザインの普及・促進

(2) 多様な担い手（主体）による地域福祉活動の取組

- ア ボランティアや福祉活動NPOの活動支援
- イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進
- ウ 企業の社会貢献活動の促進

(3) 地域福祉活動における多様な財源の活用

- ア 各種基金及び民間資金の活用
- イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進

6 施策の基本方向

基本施策5 被災経験を活かした支援体制づくり

東日本大震災津波の被災地域では、復興事業が進む一方で、被災された方の高齢化、地域の担い手の減少、生活の孤立化が懸念されるなど、依然として多くの課題が指摘されていることから、今後も中長期的な視点により支援を継続していきます。

また、平成28年の台風10号災害など、自然災害が繰り返し発生している状況であるため、東日本大震災津波における支援の経験を活かし、今後の災害への備えを進めます。

(1) 東日本大震災津波における被災者支援

- ア 安心して生活できる環境づくり
- イ 新しいコミュニティの活性化

(2) 今後の災害への備え

- ア 担い手の育成・確保
 - (ア) 被災者支援に従事する者の確保・育成
 - (イ) ボランティアの確保・育成、受入れ体制の整備
- イ 日頃からの備え
 - (ア) 避難行動要支援者の把握と支援(再掲)
 - (イ) 福祉避難所の整備

6 施策の基本方向

基本施策6 市町村の体制づくり

地域福祉推進の中核である市町村は、地域住民の主体的な参画を得ながら、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の事業者・団体等との連携により、「地域共生社会」の実現を目指した地域づくりを進める必要があることから、県では、市町村において、それぞれの地域福祉計画に基づいた取組が進められるよう、重層的支援体制構築をはじめとした、地域における包括的な支援体制づくりを支援します。

(1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進

- ・ 市町村計画を推進するための支援

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援

ア.....市町村が抱える課題・ニーズ

イ.....市町村における包括的支援体制・重層的支援体制整備に向けた支援

7 計画策定のスケジュール

